

研究開発・特許出願をバックアップします

— 特許出願奨励金 —

高崎市では、新たな製品や技術の開発による企業の競争力強化を図るため、当該製品や技術に関わる特許の出願又は出願審査請求をした中小企業者に対して、奨励金を交付します。ぜひご活用ください。

◆ 対象者

- ◆ 高崎市内に主たる事業所を有する中小企業者で、みなし大企業でないこと
- ◆ 役員等が高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと
- ◆ 市税の滞納がないこと

◆ 支援内容

- ◆ 特許の出願又は出願審査請求に関する奨励対象経費の2分の1以内で限度額10万円
- ◆ 同一中小企業者につき同一年度あたり2件まで

◆ 奨励対象経費

- ◆ 特許出願料又は出願審査請求料
- ◆ 弁理士費用
- ◆ 電子化手数料
- ◆ 消費税、源泉徴収税、通信費、支払いに伴う手数料は除く

◆ 申請方法

- ◆ 特許庁に特許の出願又は出願審査請求をする前に申請書を提出してください。
- ◆ 申請書には事業計画書兼収支予算書、誓約書、特許事務所の見積書の写しを添付してください。

◆ ご注意ください

- ◆ 予算に限りがありますので、事前にご確認のうえ申請してください。
- ◆ 事業着手の前に申請手続きを行い、奨励金交付決定を受ける必要があります。
- ◆ 事業所名での特許の出願又は出願審査請求が対象です。（個人事業主を除く）
- ◆ 国や県等の補助金により助成を受けている知財出願費の弁理士費用は対象外です。
- ◆ 共有特許の場合は、持分比率により按分となります。

問い合わせ先

〒370-0854 群馬県高崎市下之城町 584 番地 70
高崎市商工観光部 産業政策課企画誘致担当
高崎市産業創造館
TEL : 027-320-2808 FAX : 027-346-2140